令和5年度 環境省税制改正要望結果の概要

1. 税制全体のグリーン化の推進

2030 年度 46%削減、2050 年のカーボンニュートラルを実現するためには、あらゆる分野で、でき得る限りの取組を進める必要があるが、その中でも、

- ・あらゆる主体の行動変容の促進
- ・既存の先端技術の早期かつ最大限の導入、イノベーションの実現及びその社会実装を これまで想定していた以上の規模・スピード感で実現していくことが必要。

本年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」では、GX 投資に関する新たな政策イニシアティブとして、「GX 経済移行債(仮称)」の創設や「成長志向型カーボンプライシング構想」の具体化といった方向性が打ち出され、炭素中立型経済社会の実現に向け、カーボンプライシングを含めしっかりと検討していくことが求められている。

また、カーボンプライシングについては、本年5月のG7気候・エネルギー・環境大臣会合において、費用効率の高い排出削減を加速するなどの投資を促進する決定的な潜在力や、収入が気候変動対策のための更なる資金拠出等を可能にする旨が認識・強調されるとともに、G7を超えたパートナーとその野心的な活用を世界中で拡大することに取り組む旨が合意されたところ。

これらの点や、ロシアのウクライナ侵略に端を発する現下のエネルギー情勢等も踏まえつつ、成長促進と排出抑制・吸収を共に最大化する効果を持った「成長志向型カーボンプライシング構想」の具体化に向けた検討を進める。

第5次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)に基づき、企業や国民一人一人を含む多様な主体の行動に環境配慮を織り込み、環境保全のための行動を一層促進するために、以下のとおり、幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進する。

(地球温暖化対策)

〇 「成長志向型カーボンプライシング構想」の具体化

脱炭素社会の実現に向けた官民連携の取組を一気に加速し、エネルギー安全保障の確保に万全を期しながら、国内投資を拡大しつつ新たな成長のフロンティアを開拓する。 2050年カーボンニュートラル実現を見据え、官民連携の下、脱炭素に向けた経済・社会、産業構造変革への道筋の大枠を示したクリーンエネルギー戦略中間整理に基づき、年内にロードマップを取りまとめる。

今後 10 年間に 150 兆円の官民の脱炭素投資を先導するための政府資金を先行して調達するための「G X 経済移行債(仮称)」の将来の財源、脱炭素投資を促す経済的インセンティブ、E Uにおいて検討が進められている炭素国境調整措置への対応、さらに来年我が国はG 7 議長国としてカーボンプライシングの議論をリードする必要があることなどの観点を踏まえつつ、中長期にわたる時間軸の中で予見可能性の高い「成長志向型カーボンプライシング構想」の具体化の検討を進め、速やかに結論を得る。その際、現下のエネルギー情勢等を踏まえて施行までに一定の期間を設けること、代替技術のイノベ

ーション、中小企業をはじめとする事業者の脱炭素化に向けた円滑な移行等に関する配慮を行う。グリーントランスフォーメーション(GX)に向けた各種政策と一体として、 我が国産業の競争力強化や国内外の脱炭素市場の獲得を実現する。

⇒ 政府による GX 実行会議の議論を踏まえることとされた。

〇 税制全体のグリーン化

平成24年10月から施行されている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、 省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当する。また、揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持する。

⇒ 地球温暖化対策のための税は着実に実施することとされた。 揮発油税等の「当分の間税率」は維持することとされた。

(自動車環境対策)

- O 地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担の性格を踏まえた公害健康被害補償のための安定財源確保の観点から、車体課税の一層のグリーン化を推進する。
 - ⇒ 自動車重量税のエコカー減税及び自動車税・軽自動車税の環境性能割については、現行制度を 2023 年末まで据え置いた上で、電気自動車等については引き続き免税/非課税措置が取られることとされ、また、2030 年度燃費基準の達成度に応じた優遇措置の仕組みが見直された。

自動車税・軽自動車税のグリーン化特例については、適用期限が3年間延長された。

(生物多様性の保全)

○ 「30by30 目標」の達成に向けた税制措置を含む施策の推進

2030年までに陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」達成に向け、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域(OECM)の設定・管理を推進するため、制度化と併せて民間の取組を支援するための税制措置のあり方についても吸収源対策の推進の観点も踏まえつつ検討し、必要な対応を行う。

⇒ 要望は認められなかった。

2. 個別のグリーン化措置

(1) 脱炭素社会

- 株式会社脱炭素化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の創設(法人事業税)【新設】(◎)
 - ・ 株式会社脱炭素化支援機構について、法人事業税の資本割に係る課税標準額 を、銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額(20億円)とみなす特例措置を新設する。1
 - ⇒ 以下の内容で特例措置を創設することとされた。
 - ・法人事業税について、5年間に限り、政府の出資金に相当する金額を資本金等の額から控除。
- 低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置(固定資産税)【拡充・延長】
 - ・ 燃料電池自動車に水素を充てんするための設備に対する固定資産税の課税 標準額の特例措置について、以下の措置を講じた上で延長する。
 - ◆ 対象資産の取得価格の下限を、現行の1億5千万円から1億円以上に引き下げ。
 - ◆ 取得価格 5 億円以上の設備の課税標準額の軽減幅を、現行の 3 / 4 から 1 / 2 に更に縮減。
 - ⇒ 以下の見直しをした上で、2年間延長することとされた。
 - ・取得価額が5億円以上の燃料電池自動車水素充てん設備について、課税標準 を最初の3年間価格の2分の1 (現行:4分の3)とする。
 - ・取得価額が1億5000万円以上5億円未満の燃料電池自動車水素充てん設備 について、課税標準を3年間価格の6分の5(現行:4分の3)とする。

(2) その他

- 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除(所得税、法人税、法人住民税)【拡充・延長】
 - 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除について、
 - ◆ 一般型のインセンティブ強化
 - ◆ オープンイノベーション型におけるスタートアップ企業の定義の見直し 等の拡充・延長を行う。
 - ⇒ 以下の見直しをした上で、3年間延長することとされた。
 - ・増減試験研究費割合による税額控除率を見直し。
 - ・基準年度比売上金額減少割合が2%以上等の場合における控除税額の上限の

¹ 法人事業税の資本割=資本金等×標準税率(東京都 0.525%)。

上乗せ特例を、適用期限の到来をもって廃止。等

- 福島国際研究教育機構に係る税制上の所要の措置(所得税、法人税、消費税、印紙税、登録免許税、相続税、個人住民税、法人住民税、事業税、地方消費税、不動産所得税、固定資産税、都市計画税、事業所税)【新設】
 - ・ 福島国際研究教育機構について、所得税、法人税、法人住民税等を非課税と する等の措置を講ずる特例を創設する。
 - ⇒ 以下の内容で特例措置を創設することとされた。
 - ・福島国際研究教育機構を公共法人(法人税法別表第一)とする。
 - ・特定公益増進法人の範囲に福島国際研究教育機構を追加。 等